

滋賀県F Aフットサル連盟 新規追加登録及び移籍手続きについて

地域リーグ間及び都道府県リーグ間等の登録手続きについて、整合性を保つため、追加登録に関して以下のとおりの原則とする。

- ① 各都道府県リーグでの登録期間は4月1日から翌年の3月31日の毎年とする。
- ② 選手は、年度で最初に登録されたチームに所属するものとする。
- ③ J F Aフットサル選手登録の手続きを完了した選手のみがチーム登録されるものとする。

以後移籍を希望する選手は、チームの代表者の承諾及び移籍元リーグの抹消手続きがない場合は、年度内の移籍はできないものとなる。

1. 新規追加登録をする場合

新規追加登録とは、毎年度において、どこのチームにも所属しない選手が、地域リーグ及び都道府県リーグのチームに登録することを指すものとする。

- ① 新規追加登録を希望する選手は、まずJ F Aフットサル選手登録の手続きを開始し、J F Aフットサル登録センターから選手カードが送付されてくる。
- ② 追加登録用紙（様式第2号）に内容を記入し、滋賀県F Aフットサル連盟に提出するものとする。
- ③ 滋賀県F Aフットサル連盟に提出 **受理後2週間後**からリーグ戦に出場することができる。

※受理とは、郵送した日ではなく滋賀県F Aフットサル連盟が受理した日のことである。

2. 移籍追加登録をする場合

移籍追加登録とは、年度中に地域リーグ及び都道府県リーグのいずれかのチームに登録されている選手が、他のチームもしくは、他のリーグのチームへ登録を移すことを指すものとする。（協会主催の大会）

- ① 移籍をする選手は、登録抹消用紙（様式第3号）の移籍欄にチェックを入れて用紙を作成すると、移籍承諾書（書式第4号）を作成する。
- ② 滋賀県F Aフットサル連盟に、本通の登録抹消用紙（様式第3号）移籍承諾書（様式第4号）を送付する。この時点で旧チームでの参加は不可能です。
- ③ 登録抹消用紙（様式第3号）と移籍承諾書（書式第4号）のコピーを移籍先のチームに渡し、移籍先のチームは、移籍申請用紙（書式第5号）作成と追加登録用紙（様式第2号）を作成する。なお、移籍欄にチェックすること。
- ④ 移籍先のチームは、書類が作成できれば、滋賀県F Aフットサル連盟に申請する。提出するものとして、移籍申請書（書式第5号）と追加登録用紙（様式第2号）は本通を提出し、登録抹消用紙（様式第3号）と移籍承諾書（書式第4号）はコピーを提出すること。
- ⑤ 滋賀県F Aフットサル連盟に提出 **受理後30日後**からリーグ戦に出場することができる。

※受理とは、郵送した日ではなく滋賀県F Aフットサル連盟が受理した日のことである。

【提出先】 滋賀県サッカー協会

〒524-0212 滋賀県守山市服部町2439

滋賀F Aフットサル連盟 宛

TEL: 077-585-0982 / FAX: 077-585-0983